

第59回新潟市緑化審議会議事録

開催年月日	令和7年11月25日(火) 午後1時30分から3時30分		
開催場所	新潟市役所本館6階 第2委員会室		
	委員氏名	出・欠	議事次第
会長	村上 拓彦	出	1. 開会
副会長	松井 大輔	出	2. 委員紹介
委員	北澤 道子	出	3. 会長・副会長の選出
"	渡部 陽子	出	4. 質問 ○議案第1号 保存樹等の指定について
"	横尾 文子	出	
"	渡辺 淳子	出	
"	大谷 江二	出	5. 報告 ①保存樹等の指定解除について ②MACHINIWA(まちなか緑化)の取り組みについて
"	斎藤 修一	出	
"	内山 茂	出	
"	横山 恵里子	出	6. 閉会
"	石山 透	出	
"	北川 裕子	出	
"	小山 厚子	出	
出席者合計	13人		

上記議題の審議経過は、本議事録のとおりである。

令和7年12月24日

新潟市緑化審議会 議事録署名委員 北澤 道子

議事録署名委員 内山 茂

■ 第59回 新潟市緑化審議会

日時：令和7年11月25日（火）午後1時30分～

会場：新潟市役所本館 第2委員会室

（司 会）

ただいまより第59回新潟市緑化審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、土木部みどりの政策課の課長補佐の吉田と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の審議会は、委員改選後、最初の開催となりますので、のちほど、皆様よりひとまず、自己紹介をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に先立ちまして、土木部長の丸山よりご挨拶させていただきます。

（土木部長）

土木部長の丸山と申します。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、このたびは新潟市緑化審議会の委員への就任をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

当審議会では、公園整備や樹木の保存、緑化の推進など本市の緑化推進に関する事項を進めるにあたり、委員の皆様それぞれのお立場による知見から幅広くご意見を頂戴する会でございます。2年間の任期となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

緑化の取り組みですが、公園整備、維持管理といった緑化の推進から意識醸成ということで、多岐に渡っているような状況です。本市におきましては、現在、まちなかの緑化の推進を重点施策としまして、にいがた2kmにおける緑豊かな空間の創出を目指し、歩道など公共空間での植栽プランターの設置やフラワーハンギングの設置のほか、民間ビルへの緑化の支援・助成にも取り組んでいる状況です。「花と緑の演出」、のちほど報告の中でお話させていただきますが「MACHINIWAI」をタイトルに、さらなる緑化の取り組みを進めているところです。

本日の審議会では、保存樹の指定についてご審議いただきますが、市としましては、市民、地域、企業の皆様方など多様に関わっていただきながら、魅力的で質の高い緑の保全から緑化の推進に向けて、積極的にこれから取り組んで行きたいと考えておりますので、委員の皆

様からもぜひともお力添えを賜れば、重要な場所になってくるという位置づけでございま
すので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(司 会)

丸山部長、ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせてください。まず、審議会委員の委嘱状を皆さんのお手元
に置かせていただいています。この 11 月 1 日より 2 年間の任期となります。よろしくお願
いいたします。

続いて本日の会議資料ですが、議事次第、委員名簿、座席図、資料 1 保存樹等の指定につ
いて、資料 2 保存樹等の指定解除について、資料 3 MACHIN IW A (まちなか緑化) の
取り組みについて、以上となります。資料の不足がある方はお申しつけください。

次に本日の会議の進行について説明いたします。初めに委員の皆様の自己紹介をいただい
たあと、会長・副会長の選出を行いたいと思います。会長・副会長の選出後は、会長に会議
の進行をお願いいたします。議事次第 4 の諮問として保存樹等の指定について、次第 5 の報
告として、①保存樹等の指定解除について、② MACHIN IW A の取り組みについて、と
なります。

本日の会議はおよそ 2 時間程度を予定しております。議事録作成のため、会議を録音させ
て頂きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、委員の方々から自己紹介いただきたいと思います。委員名簿と座席図をご覧くださ
い。今回ご就任頂いた委員の皆様の委嘱期間は、令和 7 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31
日までの 2 年間となります。

このたびの委員改選にて、これまで務めていたいた、指村委員、岩田委員、菊野委員、
小林委員、佐藤委員、玉木委員がご退任となりまして、新たに、北澤委員、渡部委員、横尾
委員、内山委員、石山委員がご就任されました。また、横山委員におかれましては、これま
で選出区分が市民という形でしたが、今回から関係団体の役職員に変更となります。

また、改選にあたりまして、市民の方から公募委員を募集しております。その結果、北川
委員と小山委員の 2 名から応募がありまして、新潟市緑化審議会の委員の公募に関する要領
に基づき、公募委員選考委員会を開催し、作文審査を経まして両委員を選任いたしました。

それでは、お手元の委員名簿の順に自己紹介をお願いしたいと思いますが、これ以降の発
言はマイクを使っていただきたいと思いまして、使い方の説明を皆さんと一緒にやって行き
たいと思います。 (マイクの使い方説明は省略)

それでは、名簿の順に、村上委員よりマイクのスイッチを押していただいて、自己紹介を
お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(村上委員)

皆様、こんにちは。新潟大学農学部の村上と申します。3期目と思ひますけども、農学部は農とか林とかありますが、私は農学部の中で森林に関わるところで教育研究を行っております。植物の事がどれだけ詳しいのかって言われると、自分自身もはて?というところもありますが、皆様今後ともよろしくお願ひいたします。

(松井委員)

新潟大学の松井と申します。私は工学部の方におりまして、建築・都市計画が専門ということになります。特に都市のデザインですとか、まちづくりというところを専門としておりますので、そういう視点から、この審議会では発言をしていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(北澤委員)

一般社団法人日本樹木医会新潟県支部から参りました樹木医の北澤道子と申します。今回初めて参加になります。いろいろ教えていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

(渡部委員)

皆さん、初めまして。私、「オコの庭」の代表を務めております渡部陽子と申します。私はガーデンデザインですとか、ガーデンデザイン施工を専門としていますので、そういう視点からここでお話できればなというふうに思っております。何卒よろしくお願ひいたします。

(横尾委員)

特定非営利活動法人まちづくり学校の横尾文子と申します。まちづくり学校は2000年に新潟県内の有志が立ち上げました。自分たちのまちのことは自分たちでなんとかしたいという思いのある方々を応援したくて、市民参加の場作りや、ワークショップの運営などを行っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(渡辺委員)

こんにちは。「笑顔の応援団とらのまき」監事の渡辺と申します。なかなかユニークな名称ですが、子育て支援を軸に、防災あるいはママのサロンや地域イベント等の参加で笑顔を広げる活動を展開している団体です。私の前任の椎谷が代表をしております。私は子育ての視点でこの会に参加させていただいております。私自身は学校の教員を退職してから学校支援のNPO等で子供たちの学びに寄添う活動をしています。どうぞよろしくお願ひいたします。

(大谷委員)

新潟国道事務所、事務所長をしています大谷と申します。道路なので直接的な緑化とは少

し遠いですけれども、先ほど部長のご挨拶にもあったように、にいがた2kmの管理をしておりますのと、道路上の樹木等もございますので、そういった観点から貢献できればと思います。よろしくお願ひいたします。

(斎藤委員)

新潟県の新潟地域振興局の斎藤と申します。私は森林とか林業の方の担当でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(内山委員)

皆さん、こんにちは。にいがた緑の百年物語緑化推進委員会の常務理事の内山と申します。皆様方には、日頃から緑の募金などで私どもの活動にご協力をいただいております。どうもありがとうございます。名前の示すとおり、私どもは、地域、ボランティア団体などが実施する緑化活動などの支援を行ったり、自らも山や公園などに植栽を行ったり、また子供たちが自然環境の大切さなどを学ぶための緑の学校や、緑の少年団というのも学校の中にあると思いますけど、それらの活動の支援なども行っている団体です。どうぞよろしくお願ひします。

(横山委員)

皆様、こんにちは。公益財団法人新潟県都市緑化センター理事の横山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。都市緑化センターでは、緑を通して魅力ある新潟、皆さんに新潟に移住していただけるほど、魅力ある新潟づくりをしようということを主軸に事業を進めています。私個人といたしましては、今回で3期目の緑化審議会委員を務めさせていただきます。本業はフラワーアレンジメントの講師、フラワーアレンジメントのコーディネーターなどをしております。その観点でお役に立てれば何よりでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(石山委員)

皆様、こんにちは。新潟市造園建設業協会から参りました石山と申します。今回から、参加させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。会社の方は、西区にございます本間造園・隆成で造園・土木の仕事を行っております。よろしくお願ひいたします。

(北川委員)

皆さん、こんにちは。公募委員の北川と申します。私は茶葉販売の仕事をしております。今は中央区と秋葉区の方で畑を持ちまして、お茶を作り販売しております。自宅は駅南の方ですが、職場の方は新潟市中央区の本町にございまして、最近の本町は、寂しいニュースしか聞かれないとと思うのですが、先日自転車で通勤しておりましたら、にいがた2km沿いにプランターが綺麗に植わっていました、街が明るくなっている感じました。そのよう

な1人の市民としての視点でお話できればと思っています。よろしくお願ひいたします。

(小山委員)

皆さま、こんにちは。公募委員の小山厚子と申します。この審議会にご縁があつて参加をさせていただいたのですが、提出する作文のテーマが「にいがた2kmにおける緑や花を活かしたまちづくり」ということで、にいがた2kmというと、私は会社勤めが新潟駅前に40年間勤めていまして、2kmは結構歩くのが常として、誇りある町だなと思っていつも歩いていましたので、そういうご縁もございまして応募させていただきました。

実際に緑のことだったりお花のことは関わったことはないのですが、会社時代も社会貢献活動を担当しておりましたことと、あとは個人的に恐縮ですが、サッカーアルビレックスのサポーターとして、そのホームタウン活動で駅南の道路にお花を植えていこうという活動をやっていました。今、弁天橋を渡ったところの花壇に、新潟市にもご了承いただき、アルビレックスっていう種類のオレンジのチューリップを植えたり、お花を植える活動をやらせていただいている。大きなことはできませんが、市民の1人として参加させていただいているのでどうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

ありがとうございます。皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、事務局であるみどりの政策課のメンバー紹介につきましては、座席表にて代えさせていただき、代表してみどりの政策課長の羽賀より自己紹介させていただきます。

(みどりの政策課長)

みどりの政策課長の羽賀でございます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、この審議会の委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。本日この審議会につきましては、皆様から忌憚のない意見、幅広い意見をいただきまして、活発な議論ができればいいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

(司会)

次に本日の会議の成立についてご報告いたします。委員13名のうち全員出席されておりますので、新潟市緑化審議会規則第5条第2項に基づき、会議は成立していることをご報告いたします。

続きまして、会長及び副会長の選出に移ります。新潟市緑化審議会規則第4条第1項の規定では、委員の互選により会長及び副会長を各1名定めることとなっています。

会長副会長の選出にあたりまして、決定するまでの進行は、事務局みどりの政策課長の羽賀が務めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは羽賀課長、進行お願いいいたします。

(みどりの政策課長)

会長が決まるまでの進行役を務めさせていただきます。

それでは、会長及び副会長の選出を行います。審議会規則第4条第1項の規定により、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっています。

まず、会長につきまして、委員の皆様からご推薦などありましたらお願いいいたします。

特にご推薦がないようであれば、事務局案を提案させていただきたいと思います。会長につきましては、これまで会長を務めていただきました村上委員を引き続き推薦してはどうかと考えております。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議なしという言葉がありましたので、会長は村上委員にお願いしたいと思います。

皆様、拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手あり)

ありがとうございます。続きまして副会長についてです。委員の皆様、ご推薦などありましたらよろしくお願いいいたします。

それでは同様に、事務局案の提案をさせていただきたいと思います。これまで副会長を務めていただきました松井委員を推薦してはどうかと考えております。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、副会長は松井委員にお願いしたいと思います。皆様、拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手あり)

ありがとうございました。それでは会長及び副会長が決まりましたので、これ以降の進行につきましては、村上会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

(村上会長)

今ほど会長を仰せつかりました村上と申します。委員の皆様の協力により、円滑に議事を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

最初に、議事録署名委員について諮ります。審議会運営要領の第3条により、審議会の議事録は会長の指名する議事録署名委員が署名し、事務局で保管するものとあります。後日、事務局が作成しました議事録の内容を精査していただき、内容がよければ署名をすることになっています。

議事録署名委員について私から指名させていただきます。それでは今回は北澤委員と内山

委員を指名させていただきます。よろしくお願ひします。

続きまして、議事次第 4、諮問「保存樹等の指定について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは「保存樹等の指定について」、資料 1 を使って説明いたします。また、正面には資料と同じものをスクリーンに映していますので、見やすい方をご覧ください。

2 ページをご覧ください。初めての方もいらっしゃいますので、保存樹等の概要について説明いたします。

保存樹等とは、「新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例」に定められており、市長が別に規則で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を審議会の意見をきいて、保存樹又は保存樹林に指定することができます。下段の写真については、現在、指定されている保存樹等の写真で、表 1 は令和 6 年度末時点の指定状況です。

3 ページをご覧ください。保存樹等の指定基準についてです。先の条例の施行規則において、保存樹及び保存樹林それぞれの指定基準が定められています。

4 ページをご覧ください。保存樹等に対して市が行う支援ですが、1 つ目は、保存樹を指定したことが分かるように看板の設置をさせていただきます。2 つ目は、保存樹を管理していただいた謝礼として、こちらの表の額の報償金を支払うほか、樹種が松の場合、松くい虫の防除対策費用の一部についても補助しています。以上、保存樹等の概要と支援の内容について説明いたしました。

5 ページをご覧ください。今回の諮問内容について説明いたします。保存樹等の指定申請が 2 件ございます。南区西白根にあるクロマツ 2 本になります。

6 ページをご覧ください。場所は、中之口川沿いの一般県道黒埼・新飯田線から近く、住宅の敷地内にあります。航空写真の下にある写真は、中之口川の堤防の上からから撮影したものですが、周辺にはあまり大きな建物はないため、申請樹木が目立つ印象です。

7 ページをご覧ください。まず 1 本目のクロマツについて説明いたします。先ほどの航空写真の拡大図と樹木の全景になります。所有者の方から聞き取りしたところ、古くから敷地内にあるシンボルの樹木とのことで、所有者が頼んでいる庭師の見解では樹齢 100 年から 200 年ではないかとのことでした。

8 ページをご覧ください。こちらは、クロマツの高さや幹周りの計測結果です。高さは測桿（そつかん）というポールを使用して計測しています。長さ 12 メートルのポールを超える高さのため、樹高は 14 メートルと推定しました。幹周りについては 2.03 メートルでした。

9 ページをご覧ください。こちらは樹木の全景写真で、先ほどと別の角度から撮影したものです。所有者が頼んでいる庭師のお話では、葉が伸びて先が重くなり斜めになってしまって数年前に剪定したほか、枝枯れしたものや雪の重みで自然に折れたものもあるそうです。倒れてくるのを防ぐため庭師が支えを設置したり、敷地内の他の樹木とワイヤーでつなぎ支えていました。

10 ページをご覧ください。こちらは樹木の状況の詳細が分かるよう、樹冠や幹・根など部分ごとに拡大した写真です。

11 ページをご覧ください。樹木の公開性についてです。所有者や庭師からの聞き取りでは、お庭は池泉回遊式庭園で珍しい造りになっています。お庭には防空壕があり、白根の夙合戦の頃に行われる「南区探検隊」という白根のまちの魅力をまち歩きガイドが案内する地域のイベントの中で防空壕を紹介しており、伝統があるので保存樹として指定された場合は、あわせて紹介したいとのお考えから今回の申請に至ったそうです。また、樹木は住宅の敷地内にありますが、写真にもあるとおり、敷地に入ってすぐのところにお庭に入る部分があり、南区探検隊でもここから出入りしているそうで、保存樹として公開する際もこの出入口から敷地に入ることは問題ないとのことです。

12 ページをご覧ください。続いて 2 本目のクロマツについて説明いたします。航空写真によるクロマツの位置と全景写真になります。樹齢については 1 本目のクロマツと同様に 100 年から 200 年位ですが、1 本目の松より後で植えられたものとのことです。

13 ページをご覧ください。2 本目のクロマツの高さや幹周りの計測結果です。長さ 12 メートルのポールを若干超えており、樹高は 12.5 メートルと推定しました。幹周りについては 1.59 メートルでした。

14 ページをご覧ください。樹木の全景写真で、先ほどと別の角度から撮影したものです。剪定は 3~5 年に 1 回位の頻度と伺っております。

15 ページをご覧ください。こちらは樹木の状況の詳細が分かるよう、樹冠などを拡大した写真です。なお、樹木の公開性については 1 本目と同様のため省略いたします。

16 ページをご覧ください。今回の申請樹木について改めてまとめますと、指定基準の 1 つ目 1.5 メートルの高さにおける幹周りが 1.2 メートル以上であることについて、1 本目は 2.03 メートル、2 本目は 1.59 メートルといずれも基準をクリアしています。

また指定基準の 2 つ目高さが 12 メートル以上であることについて、1 本目は 14 メートル、2 本目は 12.5 メートルといずれも基準をクリアしています。

以上のように幹周りと高さの基準はクリアしていますが、指定基準である「健全で、かつ、樹容が美観上すぐれているもの」という部分も踏まえ、保存樹として指定することについて

ご意見を伺いたいと思っております。

なお、17 ページ以降は、現在指定している保存樹のうち、樹種がクロマツの写真をいくつか掲載しましたので参考にしていただければと思います。

また、今回の指定に関し、指定基準である「健全で、かつ、樹容が美観上すぐれているもの」という部分の議論の際に、樹木の詳細な状態が分かる資料が必要ではないかと考え、樹木診断を行いました。

その結果を簡単にまとめましたのでスクリーンをご覧ください。

樹木の総合的な健全度判定の区分は、A・B・C・Dの4段階ありますが、申請樹木 1・2 とも「C要注意」という判定でした。

申請樹木 1 については、23 度の傾斜があるほか、木槌による打診調査で幹の空洞化が進んでいると考えられるため、「D危険木」に近い「C要注意」という判定でした。

申請樹木 2 については、比較的健全な状態でしたが、23 度の傾斜があるため「C要注意」という判定でした。

そのほか補足として、申請樹木ごとと、どちらの樹木にも共通している樹木の状態などを示しましたので参考にしていただければと思います。

以上、議案第 1 号「保存樹等の指定について」の説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(村上会長)

ありがとうございました。従来、指定申請があった樹木については、保存樹に指定することが概ね見込まれる樹木が多かったのですが、今回指定申請があった樹木は、この指定基準のうち、「健全で、かつ、樹容が美観上すぐれているもの」という部分については、意見が割れる可能性があるというふうに考えております。以前、保存樹として指定されなかったという案件もあるようですので、保存樹として指定しないということも含めた議論を行って、意見をまとめたいというふうに考えております。

賛成とか反対とか、こっちの方向で議論してほしいとかいうのは特にありませんので、今日、皆様方の意見を伺ってから、指定するかしないかを決めたいというふうに考えておりますので、皆様方から忌憚ないご意見をいただきたいと思っております。どなたからでも構いません、どうかよろしくお願ひいたします。

(北川委員)

初めて参加なので教えていただきたいのですが、今スクリーンに映し出されている樹木診断で危険というのはどういう危険のことなのでしょうか。例えば 1 年以内に木が倒れるとか、木がもう死んでしまうとか、そのようなことがあるのでしょうか。もし指定しても、1 年で

倒れてしまったり、木自体が生きてないということであれば、もうこちらではどうしようもない話だと感じました。

(事務局)

今回のC判定は、危険木に近いC判定ということですが、すぐ倒れそうなほど危険というわけではなくて、この先10年、20年くらいのは問題ないという状況だと診断していただいた方から聞いております。

(北川委員)

しばらくは大丈夫と。わかりました。もう1つ質問ですが、この木は100年とか200年ということですが、100年と200年だと随分違うように思いましたが、その辺はどのように判断されているのでしょうか。明治時代に立てたのと、江戸時代に立てたのとでは印象が違うような気がします。その価値が分かれば、指定要件の5番に当たるのかなと思いましたが、その辺はいかがですか。

(事務局)

所有者さんが頼んでいる庭師さんの話ですと、南区に笹川邸というところがありますが、笹川邸にある松と同じぐらいの太さなので、同じぐらいの樹齢なのではないかという推測です。

(内山委員)

申請樹木1と2が同じ場所にあるという話でしたが、申請樹木1については申請樹木2に比べると、樹木診断で少し注意すべき事項が多いように感じます。その中でも、空洞化が半分以上まで進んでいると考えられるというのは、大きなマイナス点になるだろうと考えられるということでしょうか。

あわせて、空洞化が大きいということで、新潟市内でも海岸を中心に松くい虫被害が多いというのがあるんですが、この南区において防除対策を実施しても効果が見込めないというのは、支援の内容にも影響すると考えられますので、その辺りも考え方のご参考になるかと思います。

(事務局)

幹の空洞化が進んでいることによって松くい虫の対策の効果が見込めないという点についてですが、新潟市全体でも南区の方で松くい虫の被害があるというのは、そんなに聞こえてはこない状況です。保安林とかが多い海岸線ですとか、それに近い公園ですと結構被害があるという話はありますが、地域的に、そこまで松くい虫の被害が広がっている地域かどうかというと、そうではないのかなと思います。

松くい虫の防除対策は、資料4ページに市が行う支援として、松くい虫の防除対策費用の

補助というところがありますが、時期によって行う対策が違います。1つ目は樹幹注入、2つ目が薬剤散布で、3つ目が土壤灌中ですが、時期によって、何を対策するかによって変わってきます。樹幹注入というものは、10cm ぐらいの薬を幹に直接刺して薬を浸透させて対策を行うのですが、この空洞があることによって、その薬を刺しても、薬を刺した先が空洞になっているので、薬が浸透しないので効果が見込めないというようなお話をしました。

ただ、中が空洞だからと言って、外側が健全であれば、すごく何か危険な状態かと言うとそういうわけでもないようです。

(内山委員)

南区では松くい虫の被害の拡大はあまり認められないところで、現状を見ても、特に今は松くい虫で倒れるというような部分はないということを理解しました。

(北澤委員)

今までの話と重複するかもしれないのですが、申請樹木1番の方は根元の方が浮いていて、セメントが根元のところに入っています。幹の中が空洞化したということで庭師さんが多分入れたのではないかなと思いますが、ああいうところからも、根元が危ないなというのが分かります。この1番の木は、ワイヤーロープで反対側のほうにある結構大木の健全な木に支えられて立っているという状況です。

先ほどの樹木診断で、傾斜が23度になっていたと思いますが、倒れるという心配でいくと30度以上ですので、その傾斜の数字だけで言うと倒れるというほどではないかなというところですが、数字だけでしかないというところもあるので。1番はワイヤーで支えられている、あと、2本の支柱が支えているのですが、そのうちの1本は、今は機能していない感じになっているというところが心配なところです。

ただ、葉の様子とか見ると、樹木診断にあるように樹勢が衰えているということでもないので、そこが判断が揺れるところです。

2番の木は、根元の方が周りの木が生えていて見えないのですが、自分で立ち直そうとしている形もあります。

同じC判定ですが、1番は「D危険木」寄りのCで、2番は「B」寄りのCでちょっとまだいいかなと私は観ました。

(横尾委員)

私は、この木が地域にとってどれだけ親しまれているのか、というところも判断基準になるのではないかなと思います。白根には「しろね大凧タウンガイド」というガイドがありまして、私どもが市民ガイドを立ち上げる時にお手伝いをさせていただいたご縁があり、タウンガイドの代表の高橋さんに、この松のことについてちょっと聞いてみたものです。LINE

でやり取りしたものを、そのまま読ませていただきます。

このクロマツについては、よく知っております。南区西白根の元大地主の庭園であって、回遊式庭園です。タウンガイド主催で毎年西白根の魅力を巡るまち歩きを開催し、その中のガイド先の1つとして庭を案内しています。新潟市文化財に指定されている西白根神楽というのが、こちらで起こされたもので今も受け継がれていると。春は水芭蕉、前庭はいつでも解放され地域に親しまれているようです。ただ、ガイドの案内では庭の御用松というのは特に立派だと庭師の話もあって説明してきたのですけれども、この背の高いクロマツについてはそれほどの価値のある木とは思ってはいなかったと。そのため、この2つの木についてはそんなに触れておられないそうです。実際にこのクロマツに何か地域が愛称をついているとか、伝承があるとか、歴史物語があるということは、この中ではまだわからないと。

ガイドの中では、そういう伝え方は実際されていないということが分かった次第です。指定基準にあるこの「美観上」というところは非常に捉える人によっても様々です。例えばこの松が、「斜めの松」などの愛称が付いていて地域の方に親しまれているのであれば、私は残しても良いかと思いましたけれども、どうもそういう経緯はないらしいというものがうかがえましたので、お伝えしておきます。

(松井委員)

今回2本の申請が出てきたということですが、所有者の方としましては、2本セットというものが条件でしょうか。ちょっと言い方を変えると、仮に1本だけ指定となった時に、1本だけだったら取り下げるのか、それとも1本だけでも何とかしたいということなのか。この辺の所有者さんの考えはどのような感じでしょうか。

(事務局)

そういった観点で、所有者さんの意向は確保していましたので、どちらか1本というような考え方を確認していない状況です。

(松井委員)

今回の樹木診断結果から見ると、そういう可能性もゼロではないのかなと思いました。

(事務局)

補足説明させていただきますが、2本の申請ということですが、実は申請樹木1番の方が最初の申請がございまして、その後時間をおいて、2番目の樹木も指定したいという形で申請があったという情報をお伝えしたいと思います。

(横山委員)

とても素人の感覚のもの言いになるかもしれません、23度ぐらい曲がっているのを見た時に、大丈夫かな、倒れてこないかなって思うような気がいたします。それで、

それが保存樹木になっているということで、あつというような、なんて言つたらいいのかわかりませんが。きちんと判断基準がある保存樹木ですが、ある意味ではその中が空洞化しているという取り決めはないので、その辺慎重に決めていただくといいのかなと思います。

私も先ほど横尾委員がおっしゃったように、とても素敵なストーリーがあるのかなというところが気になっていました。一般的な感覚で言うと、この地域に対してとても大切なものを残しておきたいというところがもあるならば、きっちりそれも明確化して、保存樹として指定していくならば、そういった点も必要なのかなと、この樹木の傾斜具合を見た第一印象でした。

(渡辺委員)

私も、子育ての視点で、この南区探検隊の探検先になっているとか、お家の方に伝えられると地域の方々が頻繁に出入りするようなことで、地域の文化とか象徴としての価値がものすごくあるのであれば、それもまたしかりかなと思っていたのですが、皆様のお話を伺いまして、やっぱり何よりも危険がないとか、そちらの方で考えていかれた方が良いのではないかなという考えに今至っております。

(村上会長)

保存樹はどういう形で指定されていったかという歴史について、これまでの流れについて、十分理解はできていないのですが、本当に長い年月をかけて1本1本指定されてきたと思いますが、何か危険性があるかどうかみたいな観点で議論されたことがあったかどうかという情報はありますか。

(事務局)

危険という観点での議論がこれまであったかどうかというところですが、すごく古いところはちょっと分からぬ部分がありますが、数年前に、指定ではなく、指定解除の報告をさせていただいた時に、斜めになっている樹木だったということもあり、今まで安全とかそういう面での議論はあまりされてこなかつたけれども、そういう観点も必要になるのではないかというような議論をされていたというのは確認できています。

(村上会長)

解除にあたっては、そういう観点が出てきたということで。他に何かございますか。

(内山委員)

支柱とワイヤーの話が出ていましたが、所有者さんの方で健全で良好な維持管理の範囲でやって行こうというような話は聞けているものでしょうか。

(事務局)

ワイヤーに関しては、数年前に切れたことがあったようで、その時に付け替えたようす

が、支柱については1本根元が外れたというか、支柱の機能を果たしていない状況ですので、所有者さんもこれから変えていきたいというお話はされています。

(村上会長)

私も一委員として改めてコメントさせてもらうと、やっぱり私が一番気にしているのは、写真でしか見れていないという面での限界はあるのですけれども、美観上すぐれているものというのは、保存樹という地域のシンボルみたいな観点からも、これは本当に指定するに値するような見応えがあるみたいなところは、やっぱり重要なのではないかなという印象です。

あと、松というのは、例えば海岸林などで見ていると、風を受けて斜めに立っていく、でもそれはある意味、風の影響というか風を受けてそのような樹形になるという、これはやっぱり松らしい樹形だなと思っています。それはつまり、松らしく、斜めに立っている姿であっても、非常に美しく見えるものも松にはあるのは確かですので、斜めであっても見応えがある松はたくさんあると思っています。

ただ、今回の1番2番を見ている感じですが、診断では樹勢が衰えているわけではないみたいですが、見応えっていう部分で、その樹冠というか、葉っぱがついている部分とか、枝振りとかいうのが美しいかと言われると、あまり松の美しさみたいなのは伝わってこないなと思っています。そういう面で私自身、これは前向きに受け入れましょうみたいな感じになれない、困惑しているような印象です。

ただ、今日委員の方から、例えば、ストーリーはあるか、そういうのがあれば、そういうのを大事にしたいとか、そういう観点などもあるので、自分自身がなかったところで、いろんな委員の方から、いろんな観点から指摘があるので、その面では皆様方のご意見を頂戴したいと思っています。

ただ、現時点では、どちらに意見が傾いているのか、私も今量れていないところがございまして、どうしたものかと。

(内山委員)

今おっしゃられたように、松というのは風に順応しながら自分の形を変えながら立っているという意味では本当に松らしいのかもしれません。

資料に昭和50年頃に指定された保存樹等が出ておりますが、それを見ると、やっぱり少し幹が曲がったりしていまして、それで最後の27ページの樹木は、丸く曲がったような形ですが、最初の指定の頃は、枝があまりフサフサではなかったですが、それが復活しているような状況になっていますので、これはやっぱり樹木が保護されることに意義があり、そういうところを大切にするという意味で指定してもよいのではないかというふうに思いました。

(村上会長)

最後の資料の読み込みが甘かったなというふうに思います。指定番号 215 とか、確かにそういう効果もあるのかなと。非常に貴重なところです。

(松井委員)

私は建物が専門なので、木のデザインとか、なかなか素人発言になってしまって大変申し訳ないのですが、2番の方に関しましては、剪定にあたって隣の宅へ配慮があるなという話があったかと思います。例えば 15 ページの撮影方向 4 の方でだいぶ枝が切除されておりますけれども、そちらにつきましてはある意味いたしかたないことだと思いますし、この松の存在価値は庭からどう見えるかというところが、たぶん一番大事なのかな、地域にとっても大事なのかなと思うところです。そうしますと多分、その前のページの撮影方向 2 ですか、1 ですか、ここら辺が樹形としてこれをどう考えるかとか、あたりが大事になるのかなと思って聞いておりました。

あとは所有者の方の意識の方を、どう配慮するかっていうのはやっぱり大事かなと思っております。先ほど南区探検隊さんの方で、あまりこの松については触れられていないっていう現状って言うのはよく分かったのですが、一方で所有者さんとしては申請樹木も合わせて紹介したいんだと、つまりこれからストーリーを作っていくみたいんだと、先ほどの枝振りがこれからもうちょっと良くなるんじゃないかなっていうところも合わせてですけど、そういう将来性もみ込めるのかなと思います。また私がかき回して申し訳ございませんが、そういうふうに思った次第です。

(村上会長)

本当に今日のこの案件についてはですね、どちらの方向っていうのはありませんので、自由な形で議論を展開することを期待しております。

(北川委員)

先ほども話に出ましたが、所有者の方はこれが指定されたらものすごく頑張って宣伝するぞとか、手入れをするぞとか、意気込みがあるのでしょうか。指定申請した側の意気込みがあれば、聞かせてください。

(事務局)

今回の申請に至った経緯ですが、先ほど公開性という部分で説明しましたが、まち歩きの時に合わせて紹介したいということで、これだけ立派な樹木だったので、今まで申請しようとすればできたかもしれないのですが、なぜ申請しなかったのかなというところがちょっと疑問に思って、その辺をお聞きしたところ、今まで先代の方はあまり公開することを好むような方ではなかったということで、今の所有者さんが、まち歩きに来てもらった時に紹介したいという思いで申請されたという意味では、どんどん紹介したいという意気込みはある

とは思うんですけども、手入れの部分についてはちょっとそこまで気持ちは汲み取れなかったです。

(村上会長)

委員長の私が何か方向性を作るのもどうかという気もするのですが、皆さんここまで議論を聞いてきた印象ですけれども、改めてこの緑化審議会というものが「緑」というのを応援していくという、多分そういう立場というか、そういう方向に向いている集団というか審議会なのかなと思います。説明に探検隊っていうお話もあって、例えばこの地域に根ざしているとか、今後もそのような方向性で、この庭園の中にある 2 本の松というのが、1 つ機能をしようとしているのかなっていうところが期待できるように思われる。そういった意味では、応援するという意味でも指定という答申の方がいいのではないか、未来を感じるかなというふうに、私は現時点では考えているのですが、委員の皆様はどうでしょうか。そんなような方向性にご賛同いただけるという感じでしょうか。

(異議なし)

そのように、委員会の意見としても概ね指定で問題ないのではないかと判断させていただきましたので、今回の申請については、2 本とも指定するという答申でよろしいかと思います。結構、長い時間使わせていただきましたが、議案第 1 号の諮問については、これで終わりにさせていただきます。

続きまして、議事次第 5 報告①保存樹等の指定解除について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

引き続き、みどりの政策課加藤が説明させていただきます。それでは、「保存樹等の指定解除について」、資料 2 を使って説明いたします。

2 ページをご覧ください。保存樹の指定解除は、「新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則」の規定に基づき、指定を解除した場合は審議会で報告することになります。今回ご報告させていただきますのは 2 件あります。下段の表 1 は、先ほど保存樹等の指定の際にご説明したものと同様で、令和 6 年度末の指定状況です。

3 ページをご覧ください。こちらは、解除した保存樹の位置図です。西区五十嵐 2 の町のラクウショウと南区中山のイチイです。

4 ページをご覧ください。1 つ目は、保存樹 322 番、ラクウショウです。管理困難のため解除となっています。木全体が大きくなりすぎ、道路上や近隣の敷地内に迷惑がかかる状態だったため伐採したとのことで、解除の申し出がありました。

5 ページをご覧ください。2 つ目は、保存樹 370 番、イチイです。枯死したため解除とな

っております。枯れの症状は数年前から出ていたようです。また、所有者が病気のため、所有者の息子さんから管理を続けるのが難しいとの申し出がありました。

以上、保存樹等の指定解除について2件、ご報告させていただきました。

(村上会長)

ありがとうございました。指定解除について2件説明がありましたが、皆さんの方からご意見やご質問等あれば頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

(内山委員)

木は大きくなるのは、ある程度当たり前のことであったりするのですが、私どもが支援している団体等にも、やはり木が大きくなりすぎてどうしようかというような話があったりします。私ども緑を育てる者からすると、無くすのはどうかとやっぱり考えてしまいます。その場合、樹木医さん等に相談すると切り戻しという作業があり、伸びたものはどんどん切り、小さくして残すというようなやり方があるみたいです。市民の方へは、切って使ってまた植えるという循環という話をするのですが、公園や緑地の大きくなりすぎた木っていうのは、どういうふうに対応するのがよろしいのでしょうか。質問になっているかどうか分からぬですけど、市の方針とか何かあればご説明お伺いしたいと思います。

(事務局)

公園の樹木管理につきましては、やはり公園は小さい子供さんから大人、高齢者の方までいろいろな方々が利用されることがありまして、結構、強剪定をかけて、樹形は気にせずにバツバツ切ってしまうということがあります。ただ、見た目上もあまりよくないので、その辺のバランスを見ながらやっていきたいなと思いますが、現状はやっぱり不要な枝は切るということでやっています。

あと、保存樹の解除に関して、その木が大きくなりすぎて管理できなくなったから解除をお願いします、というようなことで出てくると思いますが、解除させない方策、いわゆるこうやって皆さんから審議いただいて保存樹の指定をしているわけですから、そんな簡単にやめるものじゃないと思いますので、そういうところに助成を出すとか、そういう都市もあるようですので、そういうところを研究するとか、あと、先ほどの保存樹指定の話ではありませんが、斜めの木はいいと思いますが、支えている支柱が壊れている場合もお金がかかると思いますので、そういうところを支援するやり方もあるのかなというふうに、今皆さんのお話しを聞いていて感じました。勉強させていただきます。

(村上会長)

ありがとうございます。他にご意見ご質問はありますでしょうか。

(松井委員)

今の話のところでいくつか質問ですが、切り戻しですか、今後新たな助成とかも非常に大事だと思います。所有者さんがもう持てないというか、管理は難しくなったという段階で、市に対して、みどりの政策課に相談するような仕組みは現状あるのでしょうか、毎回聞いているような気がしますが。

(事務局)

現状では、所有者さんから管理が難しいというような申し出があれば、窓口としては区役所の方になりますが、そこから専門的なところに相談につなげるとか、そういったことは、特に行っていない状況にあります。ただ、先ほども新たな助成制度の話が出てましたが、やっぱり他都市をみると専門のところに相談できるような形でつなげている市もあるようですので、そういったところも今後研究していかなければならないというふうに考えています。

(松井委員)

ありがとうございます。所有者さんの意思が決定してからだと、それを変えるっていうのは難しいと思いますので、悩んでいるタイミング、何日前に悩み始めるかというのは難しいとは思いますが、そういう仕組み、相談できる体制っていうのを作っていただけすると大変ありがたいなというふうに思います。

(村上会長)

他の事例を参考にし、良いものは新潟市で採用していただければというふうに思っています。

他によろしいでしょうか。何か委員の皆さん方、ございますか。特になければ、今の議題「保存樹等の指定解除について」を終わりにしたいと思います。

続きまして、報告2「MACHINIWA（まちなか緑化）の取り組みについて」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

みどりの政策課の清野と申します。私の方から資料3の「MACHINIWA まちなか緑化の取り組みについて」ご説明させていただきます。先ほど土木部長からお話をありましたが、今、みどりの政策課の方で、にいがた2km内に緑を増やそうという取り組みを進めているところです。その中で、今後の緑化の方針ですとか取り組み事項というところをまとめさせていただきまして、今日この場をお借りしてご説明させていただきまして、皆様からご意見などいただければと思っております。

ページをめくっていただいて1ページ目をご覧ください。現在、新潟市では、都心のまちづくり、にいがた2kmに関する取り組みを今進めているところではありますが、緑化の取り組みにつきましても、このにいがた2km、都心エリア内を中心に進めているところです。

その中で、にいがた 2 km における緑化の役割っていうところを、はじめにご説明させていただきたいと思います。

まず、にいがた 2 km ですが、簡単にどんな取り組みか記載させていただきましたが、高次都市機能の集積や魅力の創出、さらには賑わいづくりを市民の皆様と一緒に取り組むことで、緑あふれ、人、モノ、情報が行き交う活力あるエリアを創造しまして、8 区のネットワーク強化を図りながら、新潟市の経済、産業の発展を牽引する成長エンジンとしていくという取り組みです。

左側の赤枠に、にいがた 2 km の強みや機能を記載していますが、にいがた 2 km がまちづくりに果たす役割が 3 つあります。まず 1 つ目がビジネスの創出、さらに 2 番目が賑わい創出、3 番目が新たな価値の創出になっています。その中で、私たち緑化の視点ですと、右側の緑枠にまとめさせていただきましたが、その中の関わりと言いますか、担う役割としましては、まず 2 番の賑わい創出、そして 3 番の新たな価値の創出というところになります。2 番の賑わい創出につきましては、人を中心のウォーカブルな空間形成に資する環境の整備として、都心部の緑化を進めていくということになります。3 番の新たな価値の創出につきましては、市民や企業の方を中心としました多様な主体が協力連携しながら緑化に取り組みまして、まちの価値と魅力を向上させるという取り組みを進めていくような形になっています。

下の方に地図を小さくつけさせていただきまして、こちらの赤枠で囲ってあるところが、にいがた 2 km エリアの区域になります。区域は同じになりますが、緑豊かな都市空間の創出のために、様々な緑化施策を重点的に取り組む地区ということで、こちらのエリアを「新潟都心地域緑化重点地区」として令和 4 年の 7 月に定めておりまして、このエリア内を主に緑を増やしていきますという取り組みを進めているところです。

続きまして 2 ページ目をご覧ください。具体的な緑化のお話をさせていただきたいと思います。ロゴマークの統一化ですが、上方に少し記載しておりますが、これまで私たちは様々な緑化の施策、取り組みを進めてきたところであります。ただ、認知度というところから市民の方に広めていく必要があるというところで、この緑化の取り組みを広げていくために、タイトルにもありました「MACHINIWA」という名称をつけ、ブランディング化しまして、さらなる PR を図っていき、いろいろな方にこの「MACHINIWA」というのを緑化活動として知ってもらう取り組みを、進めていきたいと考えております。この「MACHINIWA」ですがマークがございまして、この「MACHINIWA」という文字と、下に「まちの庭でまちに輪を」という文字と、お花のロゴマークを、様々な緑化の施策をする際には掲げていこうと考えております。この「MACHINIWA」という言葉です

が、まちの庭でまちに輪を広げていきましょうという思いが込められて、名付けられています。

続しまして、3ページ目、ご覧ください。こちらにつきましては緑化の展開としまして、矢印で今後の展開について図式で表現させていただいたものになります。

赤字で上のほうに記載してある箇所で、最初にもお話させていただきましたが、我々行政だけではなく市民や企業を中心とした多様な主体が協力・連携しながら緑化を進めて、まちなかの魅力向上を本格化させるというところが重要になっていきます。その中で、横軸が時間軸になっていますが、これまで様々な緑化施策を展開してまいりました。その後の展開として、緑色の文字で記載してありますが、まず緑化に関する認知度の向上、先ほどロゴマーク統一化するというお話させていただきましたが、そういったところを進めていくこと、さらには企業や市民の方々が関わる取り組みを発展させていく必要があると考えております。そして、オレンジ色の文字で書かせていただきましたが、新規・拡充の取り組みとして、企業の方とか市民の方が関わる取り組みの新規導入ですか、これまであった事業の見直しについても進めていく必要があると考えております。

その中で、新たな取り組み・制度だけではなく、緑化に関するイベントなどを開催しまして、緑化に関わるきっかけを提供してあげるというところも重要だと考えております。そのきっかけを持ちまして市民の方々が緑化に触れる機会を今後たくさん増やしていくなかで、右上の将来の姿として、まちなかで緑を感じる空間が増えているですか、多様な主体として市民や企業の人が緑化に関与している、緑のある豊かな暮らしに向けた緑化活動が展開されている、さらには、今にいがた2km内で取り組みを進めていますが、今後は各区のまちなかにも緑を展開していくことを目標に進めていきたいと考えています。

続きまして4ページをご覧ください。新潟市の緑化についてですが、先ほどグラフで展開をご紹介させていただきましたが、こちらについては主にどんな事業をやっていくかをまとめた表になります。左側の方の青枠に囲まれているところにつきましては、民有地における緑化として、民地の方で新たに緑化を整備する際の補助事業を行っている民有地緑化支援事業になります。真ん中の枠、協働による花と緑で街を彩るというところですが、新規、拡充・見直しは赤字で明記させていただきましたが、新たにスポンサー花壇ですか、樹木オーナー制度、市民ボランティア団体の育成、さらには、既存のフラワーパートナー事業は企業の方から花の管理をやっていただいている事業ですが、さらなる拡充・見直しをしていくことを考えています。その他に、既存で行っています萬代橋チューリップフェスティバルとやすらぎ堤チューリップ植栽、緑化活動推進事業もあります。右側の緑枠につきましては、公共空間の緑化として、みどりの政策課で取り組んでいるものになりますが、道路空間等に

設置するプランター植栽の設置、既存植栽枠の改良、フラワーハンギング、公共施設の緑化というところで3つの枠で分けまして、この取り組みを行いながら、前のページと一緒になるのですが、市民・企業を中心とした多様な主体が協力・連携しながら緑化を進めまして、まちなかの魅力向上を本格化させていきます。その中でレガシーとして、民有地の自発的な緑化や企業スポンサーの定着、市民ボランティアによる活動、公共空間の緑化構築、さらには次世代の緑化推進活動の増進というところを目指していければと考えております。

続きまして、5ページをご覧ください。先ほど既存事業等をご説明させていただきましたが、これまでのみどりの政策課の緑化に関する取り組みを写真でまとめましたので、ご紹介させていただきます。

まず、左側の緑枠で囲っているところは、既存植栽枠の改良、プランター植栽の設置になります。こちらにつきましては、主に道路空間、街角のちょっとした空間、歩道上の花壇などで、緑を新たに増やすような取り組みとなっております。左側の1番目の写真は、東堀交差点の既存の植栽枠に新たに花を植えたりとか、そこにプランターを置いて緑を増やすということを行っています。その他植栽枠がない箇所に関しては、空いているスペースにプランターを設置しまして、花と緑を演出するような見せ方も行っています。

この交差点部というところは、歩行者が立ち止まる空間になりますので、そういった中では緑を見ていただく機会が多いということで、こういった部分にも植栽を施しているところが多くあります。この写真でいいますと、流作場五差路、こちらも既存の植栽枠になりますが、こういったところにも改良を加えまして、植栽枠の上にプランターを設置するなど、少しデザイン性を重視したような取り組みも行っているところであります。この既存の植栽枠を改良した箇所と、プランター植栽を設置した箇所につきましては、全部ではありませんが、一部、地域の企業様などにご協力いただきまして、水やりパートナーとして、日頃、水やりのご協力をいただいている箇所もございます。こういった行政が緑化を行った箇所に対して、地域の皆様が一緒になって進めていくというところも、重要だと考えております。

右側の枠、民有地緑化支援事業については先ほどもお話させていただきましたが、先ほどのにいがた2kmエリア内の箇所につきまして、緑化推進を進めるということで、民地内の緑化整備、例えば、壁面緑化や地上緑化、そういったものを対象に費用の一部を補助している制度になります。令和5年度に施行しましたが、実績は令和5年度1件、令和6年度1件の2件となります。今年度に1件申請が上がっていますので3件の実績があります。令和5年度につきましては、東光商事様の方で行った事例になります。企業さんの建物の目の前ところに、新たに緑化の整備をした際に、補助金を活用したことになります。昨年度ですと、新潟駅前の東大通りで、インペックスビジネスサービス様が会社脇の植樹帯のところで新た

に緑化を整備する際に補助金を活用しております。

6ページ目ご覧ください。こちらは既存の取り組みを4つまとめさせていただきましたが、まず萬代橋チューリップフェスティバルは、春にかけて市民の皆様から育てていただいたチューリップを萬代橋に設置しまして、新潟市に春を告げる取り組みということで、毎年実施しています。右側のやすらぎ堤チューリップ植栽に関しては、秋に毎年実施させていただいているのですが、次世代を担う小学校や中学校の児童や生徒、そして自治会の方が、自らの手でチューリップの球根を植え付けまして、やすらぎ堤を彩るという取り組みを行っております。左下、フラワーパートナー事業は、主に新潟駅から古町地区の新潟都心軸のところに設置してあるプランターに、企業、団体から花苗を植える作業を担っていただきまして、協働によって花で彩る取り組みを進めているところです。最後右下、フラワーハンギングは、春と秋2回に分けて行っていますが、新潟駅前から古町間にかけて、ガス灯にフラワーハンギングを設置しまして、まちなかを緑で彩るような取り組みになります。

以上を持ちまして、私からの説明は終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(村上会長)

ありがとうございます。これに関して、皆様方からご意見等お願いします。

(小山委員)

今日から参加させていただいているので発言も恐縮ですが、にいがた2kmということで、先ほど自己紹介の時にもお伝えさせて頂きましたが、私は新潟駅前の会社に40年間勤めていましたので、その植栽であったり、歩きながら花を楽しめていただいているとおり、春だとチューリップと桜のやすらぎ堤は素晴らしいと、そのチューリップを植えているところには、近くの何々小学校何年生、何々中学校何年生、楽しんでください、みたいな一言も添えられたような掲示がされていました。そして、とても心温まるものになっていて、昨日、たまたま、やすらぎ堤を散歩したら、やっぱりお花が植えてあるのです。あと、チューリップの球根を植えたのかなというような整備されているところがあり、とても良いなと思っています。ただ、もう少し歴史を伝えられることができるので良いのかなと。

例えば、新潟市と言えば柳が有名で、東中通、東堀、西堀にあります。あと、チューリップ、なぜチューリップなのという是有るでしょうけれども、チューリップは実を言うと、昭和時代に新潟のチューリップをアメリカに輸出していたという歴史もちゃんとあるので、やっぱり新潟の誇れるものだというところをもう少しアピールできたらいいのかなと思います。

あと、写真にあるガス灯のフラワーハンキング。お花の写真があって、足元にガス灯が出ていますが、実はこの東大通りのガス灯は、1990年、30年位前に各企業が協賛して企業名も入ったガス灯になっているのです。そこをまたさらに、お花で新潟を美しいまちにしていきましょうということで、先ほど企業協賛っていうのも出ているので、企業も一緒にまちづくりをしていこうっていう思いが実現できると思ってくれたら良いなと思いながら、今の説明を聞かせていただきました。

(村上会長)

ありがとうございました。他にいかがですか。

(渡部委員)

にいがた2kmの緑化に関して、少し関わらせていただいている部分もあるのですが、確かにお花を植えるというのは、すごくまちの景観も変わりますし、季節の彩りですとか、そういうしたものも、そこを歩く人だったり、そんな変化に気付いていただけるという利点もあります。ただお花を植えるのではなくて、そこに植物自体もサステナブルで、ローメンテナンスなものをしっかりと植え込んで、誰でも管理ができるものだったり、植えてそのままではなくて、そこを通してコミュニティだったり、植物を育てるというかよりか、その植物を育てる人を育てるという仕組みがないと、だんだん先細りして、こういう緑化がなくなってしまうという懸念もありますので、今、こういった緑化が進む中で、植物を育てる人を育てるという仕組みが必要なのではないかなというふうに思いました。

(渡辺委員)

渡部委員のお話を聞きながら、私もそのことについて、色々、ここで悶々としていました。管理は春と秋ということでしたけれども、この酷暑であつという間に春の先からものすごい暑さになっています。もちろん企業の方々も応援してくださる方々も一生懸命水やりをしてくださってはいるのですが、地域の方々だとか、ボランティアだとか、自治会の方々だとかが、影の努力で、暑い中、水を一生懸命やっていらっしゃるというお話を聞きしています。今、渡部委員もおっしゃっていましたが、このままでは先細りしていくというのはすごく私も考えます。やはり緑を愛する子供たちを育てていく事が大切だと思います。私も教員の時には、チューリップを子供たちと植えていましたが、今、学校もすごく多忙化でなかなか拡大できないというような現状もあります。やはり小さな時からママとお散歩に行く時に緑に触れるだとか、緑があれば必ずそこに動植物というかちいさな虫だとか多くいるわけなので、整備だけではなく動植物に触れるという視点でのMACHINAWA構想があるといいなという気持ちで聞いておりました。

ただ、駅から柾谷小路までまっすぐ本当に綺麗に整備されている姿を見るとすごいなといつも思いながら散歩させていただいています。ありがとうございます。

(北川委員)

私も職場が本町にあるので、にいがた2kmの範囲を自転車で通っているのですが、花があって、とても素敵な街になってきたなという感想です。6ページにJTのプランターがありますけど、これは萬代橋をイメージしたもので、古町・本町には船をイメージしたプランターがあるので、知らない方が多いと思いますが、そういうことも目に触れるように紹介していただくと、また街の魅力もアップするのかなと感じました。街の魅力を高める、向上させるということで、そのお花を植えるだけで向上するのかなと、おそらくそうではなくて、プラスアルファの部分にもっと取り組んでいただきたいなと思っています。

私は本町に勤めているので、人の動きなど見ていますが、最近、街の滞留時間が短いなと感じています。のんびりできるところが少なくなったというのも大きな点だとは思いますが、例えば、緑やお花を見に来て、どこかで買い物して食事して、街をブラブラしていただいて帰るなど、まちめぐりのストーリーが出来たらいいと思います。皆さんは、にいがた2kmの範囲内でのお手洗いに入ったことありますか。洋式のトイレですが、閉めるごとにバタンバタン鳴って、便座もぐらついて暖房便座ではありません。先日、新潟大学の学生さんのプレゼントを見たのですが、都市アメニティの充実という言葉を使っていて、街の緑をいかに楽しんでもらうかを考えたら、お手洗いも綺麗にしないといけないし、先ほどのお話のように、お花を見るだけではなく、もっと深く楽しんでいただこうなイベントや仕掛けなどにも、もっと視野を広げて取り組んでいくステージになってきたのかなと感じました。

あともう一つ、にいがた2km沿いということではなく、中央区の住宅地に、小さな公園がたくさんあります。その公園を見ると子供さんたちはあまり遊んでいなくて、町内の人たちが、夏になると雑草取りで一生懸命になって、それで終わっているという現状の公園があると思うのです。緑化という意味で、にいがた2kmだけではなく、小さな公園も利用して整備するなど、できることがあるのかなと感じたので、要望としてお話をしました。

(石山委員)

本日から、参加させていただいている石山です。よろしくお願いします。新潟市造園建設業協会ですが、萬代橋チューリップフェスティバルにつきまして、40年以上、毎年各学校施設関係に秋に球根とプランターを配りまして、また春にはチューリップを前

日に集荷しまして、朝 4 時に全部設置、また撤去も毎年お手伝いをさせていただいています。にいがた 2 km も含めまして、新潟市 8 区が、少しでも緑と花が増えるよう、協力、支援していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

(松井委員)

私から一点、質問があります。皆さん、プランターですか、お花の話をしていたので少し違う話ですが、5 ページの民有地緑化支援事業についてお伺いします。

公共空間の緑化という意味で民有地に積極的に働きかけて、緑を増やしていくことはとても大事なことだと理解しているのですが、令和 5 年度施工の写真と、令和 6 年度施工の写真を見比べると、だいぶデザインといいますか、雰囲気が違うように感じられます。この辺、例えばガイドラインを作っていたり、あるいは、緑化整備をするにあたって何かしらの基準というものは作っていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

民有地緑化支援事業につきましては、整備にあたっての緑化の仕方というデザイン系については特に基準はないのですが、地上緑化、壁面緑化、屋上緑化の 3 つの緑化に対して、新たに緑化を整備するにあたっての金額を、上限 200 万円で、2/3 まで補助対象としますという取り決めになります。

(松井委員)

結構大きな額なので、これから数が増えていく時に、民有地の緑化が都市全体にどう影響を与えるかというところが大事になってくると思うのです。にいがた 2 km の緑化という 1 つの方向性を持ってやることになりますので、細かいことは企業さんがやられるとは思いますが、何かしらの方向性みたいなものを示した方がいいのではないかなどというふうに意見として思いました。

(内山委員)

ぜひお聞きしたいのですが、やっぱり都市のデザインを緑化という観点でお考えになる際に、樹種の統一とか ばらつきがあってもよいがこういう風にしていくという、何かコンセプトが大事なのでしょうか。

(松井委員)

例えば、東京の丸の内など 1 つの企業が土地を大きく持っているところだと、結構揃っているといいますか、方向性としては同じものを作っていらっしゃると思います。

ただ、一方でにいがた 2 km は色々な地権者さんがいらっしゃいますし、それぞれにやりたいことって結構バラバラだと思うのです。でも、建物もそうですけれども、それぞれにやりたいことがあるとしても、1 つの町としての方向性をしっかりと固め示した上

で、その中の個々の特色出していくというような考え方で、そこら辺のバランスっていうのはしっかりと考えていかなきやいけないかなというふうに思います。

補助額が 200 万円の 2/3 となると結構な額で、新潟市で今、景観計画の特別区域における補助を始めようとしていただいているが、小さな額ではないので、バラバラにやるよりは大きな方向性を示すというのは大事なんじゃないかなというふうに思います。

(内山委員)

ありがとうございます。先ほどからのお話にあった、新潟の歴史、地域性、社会性などを考える時に、やはり、そういうストーリーを踏まえながらの緑化っていうのも良いのではないかと思いましたし、あと、自然生態関係からいうと、外来種をあまり入れない考え方とか、それから土地に合ったもの、そういうものも入れていくと良い方向性になっているかなと少し思いました。ありがとうございます。

(村上会長)

他にございますでしょうか。これまで、この新潟のまちなかの緑化で植物、樹木っていうのがメインになる中で、自然素材の利用、具体的には、木製のプランターを囲むものとか、木の部分で何かしら貢献できる部分があるのではないかという感じで、斎藤委員へのリクエストっていう訳でもないのですが、うまく県産材アピールとか、自然素材の利用みたいなところで同時にアピールというか、そういうものも親和性があるんじゃないかなというふうに思っているので、そういうところもうまく絡めることができると、より魅力ある空間の演出になるのではと考えています。

(斎藤委員)

木材の P R をおっしゃっていただき、大変ありがとうございます。おっしゃるとおり、木は非常に見た目が優しいという特徴を持った素材の 1 つであります、もちろん、レンガとか、あるいは石とか、そういうものも非常に特徴があって良いのですが、その中で少し木があると違った雰囲気を醸し出せるかなというふうに思います。木をできる範囲で利用いただければありがたいと思いました。

(村上会長)

ありがとうございます。あとは、利用促進のためにうまく繋いでいくというか、そういうところに期待したいなというところです。使っていくためのきっかけですとか、今後に向けて何かを提示してくださいっていうものではないのですが、なんかそういう部分もにいがた 2 km というか、オール新潟みたいな感じで、うまく機能していくといのではと考えています。

それでは、本日の議事、報告は以上といたします。全体を通して、ご質問、ご意見等

あれば、最後に頂戴したいと思っていますが、いかがでしょうか。

それでは、本日の緑化審議会を終了させていただきます。この審議会は、私が議長ということになりましたが、本日新しく委員になられる方もいる中で、どれくらい意見ができるかなと不安がありましたが、皆様方からの非常に建設的なコメントをいただき、非常にやりやすかったなと思っています。今後ともご協力いただければと思います。本日はこれで終了しますので、後の進行は事務局の方でお願いいたします。

(司 会)

会長ありがとうございました。また、委員の皆様、貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

本日の審議会の内容につきましては、後日、ホームページに結果概要を出させていただきますとともに、詳細の議事録につきましては、各委員の方にご確認いただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。それでは、以上をもちまして、第 59 回新潟市緑化審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。